



別紙添付①

平成28年10月18日

最高裁判所 御中

上告状兼上告受理申立書			
上告人兼申立人	〒541-0041 大阪府中央区北浜三丁目1番22号 あいおい損保淀屋橋ビル（送達場所） 大洋リアルエステート株式会社 上記代表者代表取締役 堀内正雄		受付日付印欄
	電話：06-6226-1871 Fax：06-6226-0671		
被上告人兼相手方	〒100-8133 東京都千代田区大手町一丁目6番1号 三菱地所株式会社 上記代表者代表取締役 杉山博孝		
	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 株式会社三菱地所設計 上記代表者代表取締役 大内政男		
	〒103-8332 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東銀リース株式会社 上記代表者代表取締役 佐藤潤		
訴訟物の価額	1億円	貼用印紙	640,000円
<p>上記当事者間の、大阪高等裁判所平成28年（ネ）第382号損害賠償請求控訴事件につき、同裁判所が平成28年9月30日に言い渡した判決（平成28年10月4日上告人兼上告受理申立人に送達）は不服であるから、上告及び上告受理の申立てをする。</p>			
控 訴 審 判 決 の 表 示			
<ol style="list-style-type: none"> 1 控訴人の当審における訴えの交換的変更に係る変更後の請求をいずれも棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。 3 原判決は、控訴人の訴えの交換的変更により、失効している。 			
上 告 の 趣 旨			
<p>原判決中、被控訴人三菱地所、被控訴人東銀リース及び被控訴人三菱地所設計に関する控訴人敗訴部分のうち、</p> <p>(1) 控訴人が被控訴人三菱地所及び被控訴人東銀リースに対し、連帯して1億円（ただし</p>			

被控訴人三菱地所設計とは1億円及び平成25年6月19日から株式会社鹿島建設が控訴人に対し第1審判決別紙物件目録記載2の建物を明け渡すまで1か月850万円の割合に基づく金員の限度で連帯して)の支払いを求める部分を破棄し、
(2) 控訴人が被控訴人三菱地所設計に対し、被控訴人三菱地所と連帯して1億円及び平成25年6月19日から株式会社鹿島建設が控訴人に対し第1審判決別紙物件目録記載2の建物を明け渡すまで1か月850万円の割合に基づく金員の支払いを求める部分を破棄し、
更に相当の裁判を求める

上告受理申立の趣旨

- 1 本件上告を受理する
- 2 原判決中、被控訴人三菱地所、被控訴人東銀リース及び被控訴人三菱地所設計に関する控訴人敗訴部分のうち、
 - (1) 控訴人が被控訴人三菱地所及び被控訴人東銀リースに対し、連帯して1億円(ただし被控訴人三菱地所設計とは1億円及び平成25年6月19日から株式会社鹿島建設が控訴人に対し第1審判決別紙物件目録記載2の建物を明け渡すまで1か月850万円の割合に基づく金員の限度で連帯して)の支払いを求める部分を破棄し、
 - (2) 控訴人が被控訴人三菱地所設計に対し、被控訴人三菱地所と連帯して1億円及び平成25年6月19日から株式会社鹿島建設が控訴人に対し第1審判決別紙物件目録記載2の建物を明け渡すまで1か月850万円の割合に基づく金員の支払いを求める部分を破棄し、
更に相当の裁判を求める

上告兼上告受理申立の理由

各々の上告理由書及び上告受理申立理由書を追って提出する。

附属書類

- | | |
|-----------------|----|
| 1 上告状兼上告受理申立書副本 | 3通 |
| 2 資格証明書 | 4通 |